

# 4. 手帳制度

(1) 身体障害者手帳

身体障害者が各種サービスを受けるために必要な手帳であり、障害の程度により1～6級の手帳が交付されます。

障害の状態により再認定が必要な場合があります。

ゴシック体表示の部分は65歳で老人保健医療の受給資格を取得可能。

六級		五級	
○二眼の視力が0.1以下 ○六他眼の視力が0.2以下 ○二以上の視力がある	○二眼の視力が0.1以下 ○六他眼の視力が0.2以下 ○二以上の視力がある	1 両眼の視力の和が0.1以上0.3以下 2 両眼の視力の和が0.1以上0.3以下	1 両眼の視力の和が0.1以上0.3以下 2 両眼の視力の和が0.1以上0.3以下
1 両耳の聴力が70dB以上 2 両耳の聴力が70dB以上	1 両耳の聴力が70dB以上 2 両耳の聴力が70dB以上		
		平衡機能の著しい障害	
七級 肢体不自由のみ			
1 上肢の機能の軽度の障害 2 上肢の機能の軽度の障害 3 上肢の機能の軽度の障害 4 上肢の機能の軽度の障害 5 上肢の機能の軽度の障害 6 上肢の機能の軽度の障害	1 上肢の機能の著しい障害 2 上肢の機能の著しい障害 3 上肢の機能の著しい障害 4 上肢の機能の著しい障害 5 上肢の機能の著しい障害 6 上肢の機能の著しい障害	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢の機能の著しい障害 3 両上肢の機能の著しい障害 4 両上肢の機能の著しい障害 5 両上肢の機能の著しい障害 6 両上肢の機能の著しい障害	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢の機能の著しい障害 3 両上肢の機能の著しい障害 4 両上肢の機能の著しい障害 5 両上肢の機能の著しい障害 6 両上肢の機能の著しい障害
1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の機能の著しい障害 3 両下肢の機能の著しい障害 4 両下肢の機能の著しい障害 5 両下肢の機能の著しい障害 6 両下肢の機能の著しい障害			
		体幹の機能の著しい障害	
上肢の運動に不随 意な動きを有する 下肢の運動に不随 意な動きを有する	上肢の運動に不随 意な動きを有する 下肢の運動に不随 意な動きを有する	不随意な失調等 の障害がある	不随意な失調等 の障害がある
上肢の運動に不随 意な動きを有する 下肢の運動に不随 意な動きを有する	上肢の運動に不随 意な動きを有する 下肢の運動に不随 意な動きを有する	不随意な失調等 の障害がある	不随意な失調等 の障害がある



備 考	級 別					
	四 級	三 級	二 級	一 級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	
<p>8～10ページの表についての備考</p> <p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。</p> <p>3 異なる等級については二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては挫骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p> <p><b>コシクク体表示の部分は65歳で老人保健医療の受給資格を取得可能</b></p>	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの
	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの
	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの
	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの